

令和2年度税制改正が実質的に決着！

～生命保険料控除制度は現行維持、特別法人税の課税停止措置は3年延長～

令和2年度税制改正は、昨年12月12日に取りまとめられた与党「令和2年度税制改正大綱」により、実質的な決着がはかられました(同月20日閣議決定)。

重点要望項目である「生命保険料控除制度の拡充」は実現しませんでした。国の財政状況が厳しい中で現行制度が存置されたことは、次年度以降の取組みにつながるものと考えています。

また、同じく重点要望項目である「企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃」についても、実現されなかったものの、課税停止措置の3年間の延長がはかられたことは、要望が一定考慮されたものと考えています。

加えて、金融庁や立憲民主党、国民民主党の要望に「生命保険料控除制度の拡充」をはじめとする生保労連の要望が盛り込まれており、国政・行政内での理解は一定程度進んだものと捉えています。

生保労連では引き続き、本大綱を踏まえ、生命保険関連税制の充実に向けて取り組んでまいりますので、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

<参考>生保労連の重点要望項目

◎生命保険料控除制度の拡充

国民一人ひとりの将来に向けた自助努力を支援・促進するため、生命保険料控除制度について、今後の社会保障制度の見直しに応じ現行制度を拡充すること

一 所得税法上および地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を少なくとも5万円および3.5万円とすること。また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を少なくとも15万円とすること

◎企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃

公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度)および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること

※その他の要望項目等に関しては、生保労連ホームページ (<http://www.liu.or.jp/outline/tax.html>) をご覧ください。